

1 本報告書の目的

（１）削減義務率区分の決定基準

削減義務率の区分を決定する基準の一つとして、「主たる用途」が何であるかということがあります。「主たる用途」が表２の中欄の用途で構成される事業所の削減義務率は第一区分（27%又は25%）で、それ以外の事業所の削減義務率は第二区分（25%）となります。

「主たる用途」が何であるかは、それぞれの用途における特定温室効果ガス排出量の比率で判断します。つまり、表２の中欄の用途における特定温室効果ガス排出量の合計が、事業所全体の特定温室効果ガス排出量の半分を超えている場合は、表２の中欄に含まれる事業所の用途が「主たる用途」であるとして、第一区分事業所と判断します。

ただし、用途別の特定温室効果ガス排出量を算定することは煩雑な作業となるため、表２の用途の床面積の合計が、事業所全体の床面積の半分を超えている場合は、表２の用途が「主たる用途」とみなすこともできることとします。

（２）報告書の提出が可能な方

本報告書は、（１）の基準に基づき、削減義務率の決定を行うための資料とさせていただきます。よって、次に該当する事業所の事業者の方は、基準排出量決定申請書と併せてご提出できます。

- ・第一区分の用途（表２参照）と第二区分の用途（表２参照）が混在し、第一区分の用途面積が全体の半分を超える事業所のうち、特定温室効果ガス排出量の比率に基づく第二区分事業所として指定されるべき事業所
- ・第一区分の用途（表２参照）と第二区分の用途（表２参照）が混在し、第二区分の用途面積が全体の半分以上の事業所のうち、特定温室効果ガス排出量の比率に基づく第一区分事業所として指定されるべき事業所

なお、本報告書を提出されない事業所につきましては、基準排出量算定書に記載されている用途別床面積の値に基づいて、「主たる用途」を判断します。

また、東京都より別途、提出の依頼があった場合は、本要領により、ご提出をお願いいたします。

表１．ご提出対象者

区分別用途面積	特定温室効果ガス排出量の区分別用途	提出の有無
第一区分が半分を超える	第一区分が半分を超える	不要です
第一区分が半分を超える	第二区分が半分以上	ご提出できます
第二区分が半分以上	第一区分が半分を超える	ご提出できます
第二区分が半分以上	第二区分が半分以上	不要です
東京都より提出依頼があった場合		必要となります

2 記載の対象期間

基準排出量を変更する要因となった状況の変更があった日の翌月から1年間の排出量（トップレベルの申請等で区分を早急に決定する必要がある場合は、状況の変更があった日の翌月から6ヵ月の排出量とすることができる。）

3 記載内容

事務所等（第一区分の用途）及び工場その他（第二区分の用途）に分類して、特定温室効果ガス排出量を算出します。

（1）用途

事業所の用途分類を、「事務所等」（第一区分の用途）と「工場その他」（第二区分の用途）の2つに集約して、記載してください。

なお、「工場その他」に含まれる特定温室効果ガス排出量とは、基準排出量算定書において「工場その他」に分類した用途における需要で消費したエネルギーによる特定温室効果ガス排出量とし、それ以外は、「事務所等」に含まれる特定温室効果ガス排出量とします。

（2）使用場所・機器

主として使用される場所等を記載してください。機器単体の場合、機器名を記載してください。

（3）特定温室効果ガス排出量

ア 算定報告書に記載した値を用いる場合

・燃料及び熱

各用途で使用されている燃料及び熱を記載します。燃料の種類を選択し、熱量を入力します。熱量の計算方法は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインをご覧ください。

・電気使用量

昼夜間問わず、各用途で使用された電気使用量を入力します。

イ 算定報告書に記載していない値を用いる場合

計測値を用いて算出した場合のみ、その値を用いることができます。その場合は、その項目に「*」（半角アスタリスク）を入力してください。この場合、根拠資料の写しの提出が必要になります（計測値を記録した帳票などの報告書が根拠資料の対象になります。）。

・個票番号

添付していただく根拠資料に付加する番号を入力してください。

4 その他

本報告書に関する検証は不要です。

表2 第一区分事業所及び第二区分事業所となる用途（規則第4条の16）

事業所における用途（建築基準法の用途区分等）	規則第4条の16に規定する用途（第一区分の用途）	排出標準原単位の用途区分
事務所	事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む）又は営業所	事務所 （第一区分の用途が「官公庁の庁舎」のものは、「事務所（官公庁の庁舎）」）
郵便局		
神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
地方公共団体の支庁又は支所		
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	官公庁の庁舎	
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	事務所	
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の4第5号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設	情報通信施設	情報通信
イ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設		
映画スタジオ又はテレビスタジオ	情報通信施設	放送局
公衆浴場又は温泉保養施設	公衆浴場 又は 温泉保養施設	
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	遊技場	商業
日用品の販売を主たる目的とする店舗	百貨店、飲食店 その他の店舗	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
飲食店、食堂又は喫茶店		
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	百貨店、飲食店 その他の店舗	商業
料理店		
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー		
ダンスホール		

ホテル又は旅館	旅館、ホテル その他の宿泊施設	宿泊
老人ホーム、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの	社会福祉施設	
児童福祉施設等		
保育所その他これに類するもの		
幼稚園	学校 その他の教育施設	教育
小学校		
<u>義務教育学校</u>		
中学校、高等学校又は中等教育学校		
<u>特別支援学校</u>		
大学又は高等専門学校		
専修学校		
各種学校		
自動車教習所		
助産所		
診療所		
病院		
図書館その他これに類するもの	美術館、博物館 又は図書館	文化
博物館その他これに類するもの		
<u>美術館</u> その他これに類するもの		
体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場及びスポーツの練習場	体育館、競技場、 水泳プール、その 他の運動施設	文化
劇場、映画館又は演芸場	映画館、劇場 又は観劇場	
観覧場	集会場又は会議場	
公会堂又は集会場		
展示場	展示場	
火葬場、斎場	斎場	
倉庫	倉庫	
自動車車庫（駐車場）	駐車場	駐車場
一戸建ての住宅	(対象外)	対象外
長屋		
共同住宅		
寄宿舍		
下宿		
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの		
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の4第5号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設		
ト 都市高速鉄道の用に供する施設		

		結婚式場 又は宴会場	
		遊園地、動物園、 植物園 又は水族館	文化
		競馬場、競輪場、 小型自動車競走場 又はモーターボート競走場	
		トラックターミナル	物流
		刑務所 又は拘置所	事務所
卸売市場	事務所	事務所 又は営業所	事務所
	飲食店、食堂又は喫茶店	百貨店、飲食店その他の店舗	商業
	物品販売業を営む店舗		
	倉庫	倉庫	物流
	セリ場		
	その他		工場その他
工場		工場その他 (事務所併設の場合、備考1を参照)	
危険物の貯蔵又は処理に供するもの		工場その他	
畜舎			
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場			
と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設			
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の4第5号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設			
ロ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する電気事業(同項第2号に規定する小売電気事業を除く。)の用に供する施設			
ハ ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業又は同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供する施設			
ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設			

ホ	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する施設	
へ	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号に規定する公共下水道の用に供する施設	
チ	熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する熱供給事業の用に供する施設	熱供給事業所
その他		

備考 1：当該用途とせず、他の用途に再配分する。

2：基準排出量決定申請書等の記載対象となる用途の区分にかかわらず、専用の電源設備を有し、壁で完全に区切られた区画又は部屋であって情報通信機器専用の用途に用いられている床は、情報通信施設とする。

添付資料

別紙 1：特定温室効果ガス排出量に関する報告書様式

別紙 2：特定温室効果ガス排出量に関する報告書記載例